

<市町村向け>

イベントホームステイ (イベント民泊) 実施マニュアル

令和3年3月 宮城県

1. イベントホームステイを実施できる場合

イベントホームステイ(イベント民泊)^{※1}の概要

観光庁 イベントホームステイガイドライン^{※2}より抜粋

イベントホームステイとは、「i) 年数回程度 (1 回当たり 2～3 日程度) のイベント開催時であって、ii-1) 宿泊施設の不足が見込まれること、又は ii-2) ホームステイでの宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点から、iii) 開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの」について、「旅館業」に該当しないものとして取り扱い、自宅提供者において、旅館業法に基づく営業許可なく、宿泊サービスを提供することを可能とするものです。このように、自宅提供行為がイベントホームステイとして認められるためには、上記の「i)」から「iii)」の要素により、自宅提供行為について公共性が認められることが必要となります

次のページから、これらについて詳しく解説していきます。

※1このマニュアルでは、以下「イベントホームステイ」とする。

※2 令和元年12月25日版。以下「観光庁ガイドライン」とする。

1. イベントホームステイを実施できる場合

①年数回程度(1回当たり2~3日程度)のイベント開催時について

1-①-i 「イベントの開催期間」についてのポイント

- ・ イベント日数(2~3日程度)は目安であり、3日を超える場合でも旅館業法担当部署※1の判断で実施可能
- ・ イベント開催期間の前後の日を含めて実施期間と定めることが可能
- ・ 実施期間中に、宿泊者の入れ替わりがない態様で宿泊させる※2

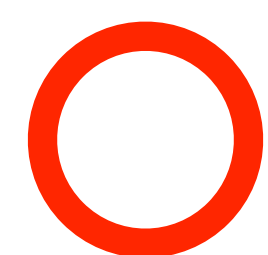
※1 宮城県においては管轄保健所 (P19~21)

※2 「宿泊者の入れ替わり」については、例えば、イベントホームステイ実施期間が3日間とされた場合で、同じ施設に、1日目から2日目午前までは宿泊者Aを宿泊させ、2日目午後から3日目までは宿泊者Bを宿泊させる場合は、「宿泊者の入れ替わり」があるため、旅館業法が適用されることとなります。他方、同じ施設に、同時に、複数組、複数名を宿泊させる場合は、「宿泊者の入れ替わり」がないため、イベントホームステイとして実施することができます。

※観光庁ガイドラインより抜粋



宿泊者の入れ替わり がある	イベント期間		
	1日目	2日目	3日目
	宿泊者A		宿泊者B



宿泊者の入れ替わり がない	イベント期間		
	1日目	2日目	3日目
	宿泊者A		
宿泊者B			

1. イベントホームステイを実施できる場合

①年数回程度(1回当たり2~3日程度)のイベント開催時について

1-①-ii 「イベントの内容、性質」についてのポイント

- ・必ずしも自治体が主催している必要はなく、協賛、後援しているものでも良い
- ・公共性が認められれば、イベント自体が公共的なものである必要はない
- ・地域のお祭り、花火大会に限らず、国際会議などのビジネスイベントやスポーツイベント、音楽イベントなども対象

<実施例>

音楽イベント



国民的アイドルグループのライブ開催時に宿泊施設の不足を見込んで実施

お祭り



海外からの旅行者も大変多いお祭りで宿泊施設の不足を見込んで実施

スポーツイベント



スポーツイベント開催時に宿泊施設の不足及び地域住民との交流を目的に実施

1. イベントホームステイを実施できる場合

② 宿泊施設の不足が見込まれるについて

1-② 「宿泊施設の不足が見込まれる」 についてのポイント

- ・ 宿泊施設の不足が見込まれるかどうかの確認においては、必ずしも精緻な調査を実施する必要はない
 - ・ 自治体の観光部署において、「宿泊施設の不足が見込まれる」と合理的に判断できれば良い
- <判断のポイント>
- ・ 宿泊施設の供給量（客室数）
 - ・ イベントへの遠方からの来場者数の見込み（外国人や、他の都道府県からの来場者等）
 - ・ イベントと無関係な宿泊者数の見込み
 - ・ 過去実績等

<具体的事例>
 必要となるイベントホームステイの物件数の算出方法としては、当該イベントにおける宿泊希望者調査を行い、当該イベント開催月の平均稼働率から供給可能客室数を求め、宿泊施設の客室数の需給分析を行うといったものがみられます。

※ 観光庁ガイドラインより抜粋

以下のような数値を算出することで需給分析を行うことが可能です。

イベントの 宿泊見込み者数	イベント外の 宿泊見込み者数	供給可能総客室数	客室 稼働率	利用客室数 (稼働率より算出)	供給可能残客室数 (稼働率より算出)
100名(概算50組)	50名(概算30組)	50室 (最大100名50組)	90%	45室(45組)	5室 (最大10名5組)

1. イベントホームステイを実施できる場合

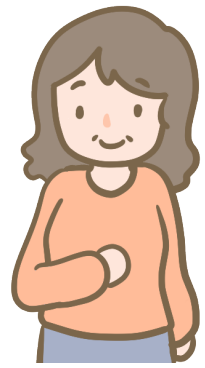
③ 「宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点」 について

1-③ 「宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点」 についてのポイント

- ・ イベントの開催をきっかけに地域に来訪する方と地域住民との交流を念頭においている
- ・ 受け入れる宿泊者は必ずしも海外からの旅行者でなくても良い
- ・ 自宅に旅行者が宿泊すること自体が交流となる(食事会の開催などの特別な企画を求めるものではない)

<過去のホームステイホストの生の声>

青森県 50代 女性



異文化交流に興味があったためイベントホームステイに参加しました。外国の方の受け入れでしたが、言葉の壁などは思いのほか障害にならず、今では民泊ホストとして開業して異文化交流を楽しんでいます！

宮城県 70代 女性



少しでも地域活性化の役に立てればと思いイベントホームステイに参加しました。他の地域の方との交流はとても楽しくて来年も機会があればまたイベントホームステイに参加したいです。

宮城県 70代 男性



空き部屋を有効活用できないかと考えてイベントホームステイに参加しました。イベント参加者との交流も非常に楽しくて、イベントホームステイの後すぐに民泊ホストとして開業し交流を楽しんでいます。

1. イベントホームステイを実施できる場合

④ 「開催地の自治体の要請等により自宅を提供する」 について

1-④- i 判断、要請の主体のポイント

- ・ 実施の判断はイベント開催地の自治体
- ・ 観光部署、旅館業法担当部署等(管轄保健所)との連携が必要※1
(旅館業法に抵触しない事の確認、衛生トラブルの予防等、宿泊施設不足見込みの確認等)
- ・ 自宅提供者への要請行為や、これに関連する事務については委託が可能※2

※1 <関係部局との連携の具体的事例>

関係部局との連携を行った事例としては、「有事の際に旅館業法担当部局と警察署が連携した事例」、「住民票担当部局から旅館業法担当部局が自宅提供者の情報提供を受けた事例」、「観光部署が旅館業法担当部署と連携し衛生面に関するチラシを作成した事例」があります。

※観光庁ガイドラインより抜粋

※2 自宅提供者への要請行為や、これに関連する事務について

当該イベントの実行委員会や、その他の第三者に委託することができます。

なお、委託する際には、当該自治体のホームページ、広報誌等において、

- ① イベントホームステイを実施すること
- ② イベントホームステイの実施に当たり要請等の業務を第三者に委託すること
- ③ 委託先事業者の名称、所在地、連絡先
- ④ イベントホームステイに関する当該市町村の問合せ先

を明示することが適当です。

※観光庁ガイドラインより抜粋

1. イベントホームステイを実施できる場合

④ 「開催地の自治体の要請等により自宅を提供する」について

< 委託の事例 >

- ・ 概要説明会の企画・運営等をイベント会社へ委託
 - ・ 宿泊予約用のWEBサイトを活用して販売ページ作成や予約対応を旅行会社へ委託
 - ・ イベントホームステイに関わる一式を一括して旅行会社(民泊仲介事業者)へ委託
- (説明会の開催、自宅提供者の募集、宿泊予約ページ作成、広告、情報発信、自宅提供者へのアンケート調査等)
- 取扱会社によって対応可能な内容が異なるため、事前に確認しましょう。

委託時の体制図(例)

自治体が自宅提供者を募集し、WEBページ掲載や予約対応を外部委託する場合



1. イベントホームステイを実施できる場合

④ 「開催地の自治体の要請等により自宅を提供する」について

1-④- ii 要請の方式、形式のポイント

- ・ 自宅提供者を把握しておくことが重要(トラブル防止や事故予防のため)
- ・ 自宅提供希望者のうち一定の要件を満たすものについて、個別に、要請を実施する

※公募書の様式についてはP23～に別添の案内あり。


1-④- iii 自宅の範囲のポイント

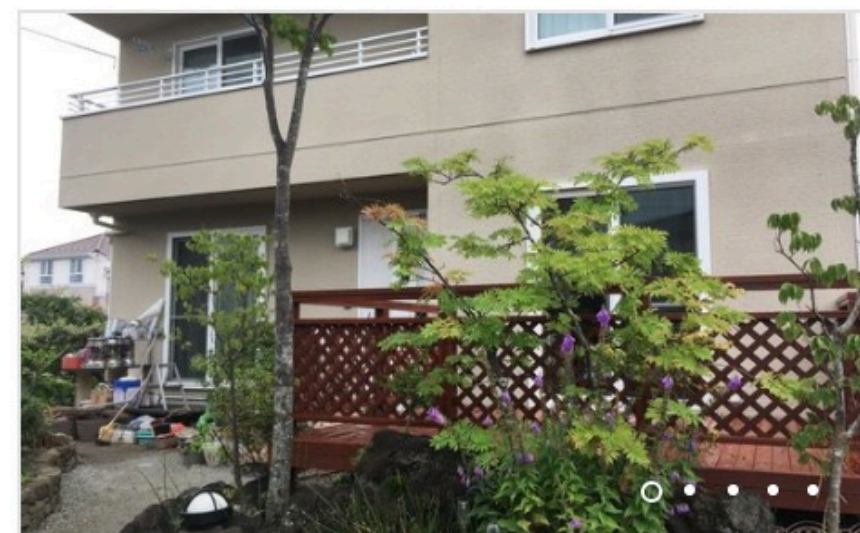
- ・ 自宅とは個人が現に居住する施設のこと(その他の場合は旅館業担当部署(管轄保健所)に照会)
- ・ 自治体は施設募集、要請の際に一定の選定基準を設けることができる


参考：宿泊者の募集ページ例

東北・みやぎ復興マラソン2018周辺の民泊、ホテル、旅館一覧




ホームステイ型・宮城県
06-1 看板犬ズンダに会える みうらさんハ...
¥3,500 



ホームステイ型・宮城県
08-1 カフェ併設 ゲストハウスおけい
¥3,500 



ホームステイ型・宮城県
06-2 看板犬ズンダに会える みうらさんハ...
¥3,500 



2. イベントホームステイを実施する際の留意点

2-① 自宅提供者及びイベントホームステイ実施状況の把握のポイント

- ・ 実施終了後に自宅提供者を対象とするアンケートなどを実施するなどして、実施状況の適切に把握する
- ・ 関係部署、関係組織と連携し、トラブルや、衛生面、治安面に関する事故予防に努める

【具体的事例】

イベントホームステイ実施にあたり、各種トラブルに対しての具体的な対策として、「トラブル発生時の対応方針の策定」、「チラシやHPを活用したトラブルを予防するための情報発信」といったものがみられます。

※観光庁ガイドラインより抜粋

2-② 自宅提供者に対する研修の実施等

- ・ 旅館業法担当部署(管轄保健所)や旅館ホテル生活衛生同業組合等と連携して、事前に、自宅提供者向けの研修を実施する
- ・ 自宅提供者への要請書面、ホームページ、広報誌や自宅提供者に対する個別の案内書面等において、イベントホームステイの実施に当たって留意すべき事項を周知しておく
- ・ 特に、ガイドラインにある〔留意すべき事項〕は、重要であるため、研修等において、自宅提供者に周知、指導する

<次頁 留意すべき事項のまとめ>

2. イベントホームステイを実施する際の留意点

〔留意すべき事項〕

① 自宅提供者は宿泊者全員の情報を確認し保存すること

<必要情報>

- ・ 宿泊者全員の氏名、住所、国籍及び旅券番号（日本国外に在住する外国人の場合に限る。）

② 自宅提供者による宿泊者全員の本人確認の実施

- ・ チェックイン及びチェックアウト時に宿泊者全員の本人確認をすること。
- ・ 日本国外に居住する外国人の場合は、旅券により本人確認を実施した上でその写しを保存すること。

③ 提供する部屋の情報、内容の明記

- ・ 宿泊日、宿泊料金、提供する部屋の内容等の契約条件を明確にした上で宿泊者の募集をすること。
(部屋面積、間取り、キッチン・トイレ・シャワールームの有無、施錠の可否、単独利用・共用の別、和室・洋室の別、その他宿泊サービスの提供に当たり重要な点等)
- ・ 仲介サイトを利用して宿泊者を募集する場合には、仲介事業者と連携し、これらの各事項を予約サイト上に明記すること。

④ 同一施設の反復継続しての宿泊者の受け入れについて

- ・ 反復継続しての受け入れは旅館業法に基づく営業許可又は住宅宿泊事業法に基づく届出が必要。
- ・ 営業許可又は届出なく宿泊者を受け入れた場合は、旅館業法違反となる。

2. イベントホームステイを実施する際の留意点

〔留意すべき事項〕

⑤衛生措置について

- ・施設の設備や備品等については清潔に保ち、ダニやカビ等が発生しないよう除湿を心がけ、清掃、換気等を行うこと。
- ・施設に循環式浴槽（追い炊き機能付き風呂・24時間風呂など）や加湿器を備え付けている場合は、『入浴施設におけるレジオネラ症防止対策』のパンフレット※を参照するなど、適切に対応すること。

※『厚生労働省『入浴施設におけるレジオネラ症防止対策』』で検索

⑥施設利用のルールについて

- ・自宅提供者は近隣住民や関係者（賃貸物件の場合の賃貸人等）に不利益が生じないように、当該施設における騒音の防止やゴミ処理の方法等、施設利用のルールを宿泊者に説明、指導すること。

⑦災害時の避難場所等の情報提供について

- ・災害時における宿泊者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、宿泊者に対して避難場所等に関する情報提供を行うこと。

⑧警察等からの要請に適切に協力すること。

2. イベントホームステイを実施する際の留意点

③ 自宅提供者に対する損害保険への加入勧奨

・ イベントホームステイを実施しようとする自治体においては、自宅提供者に対し、当該自宅におけるイベントホームステイ起因して、宿泊者や近隣住民等の第三者に損害が生じた場合に同損害を填補できる損害保険に加入するよう要請することが望まれます。適切な保険商品がない場合には、保険会社と連携するなどして、イベントホームステイにかかる団体保険商品の組成についてもご検討いただきますようお願いいたします。

・ 仲介サイトで保険サービスを提供している場合もあるため必要に応じて確認してみましょう。

2. イベントホームステイを実施する際の留意点

④ 住民への説明及び苦情受付窓口の設置

イベントホームステイを実施しようとする自治体においては、住民の不安を除去するため、以下に取り組むこと。

・ イベントホームステイを実施すること、及びその概要について、ホームページや広報誌等において広く周知すること。

・ 自宅提供者、宿泊者、近隣住民からの苦情・相談を受け付けられる苦情受付窓口を設置すること。

・ 管轄保健所や警察等と連携し、トラブル発生時に速やかに対応できる体制を構築すること。

2. イベントホームステイを実施する際の留意点

⑤ 仲介サイトの活用

仲介サイトを利用する場合

- ・掲載方法や運用について事前に仲介業者との調整が必要。
- ・住宅宿泊事業法に基づく登録を受けた仲介業者 や旅行業法に基づく登録を受けた旅行業者が運営する仲介サイトの活用を推奨。

2. イベントホームステイを実施する際の留意点

⑥ 実施状況の報告 宮城県の場合

- ・イベントホームステイを実施した自治体においては、管轄保健所に報告してください。
- < 報告内容 >
(イベント名 ・ 開催地 ・ 開催時期 ・ 開催日数 ・ 提供物件数 ・ 宿泊者数 ・ 延べ宿泊者数)

管轄保健所は P 1 9 ~ 2 1

イベントホームステイ活用に向けた作業フロー(例：自治体用)

実施目安時期：イベント6~8ヶ月前

①意思決定

- ・ 宿泊施設が不足するかどうか又は地方創生の観点からイベントホームステイの必要性を判断。
- ・ 関係部署と事前相談の上、イベントホームステイの活用について自治体として意思決定。

実施目安時期：イベント4~6ヶ月前

②自宅提供者の募集・要請

- ・ ホームページ、広報誌等により自宅提供希望者を公募。(募集要件や申込書について関係部署と事前相談)
- ・ 提出された申込書を審査し要請先を決定。関係部署にも情報を共有。
- ・ 自宅提供者に要請を実施。

実施目安時期：イベント3~5ヶ月前

③イベントホームステイ事前研修の実施等

- ・ 関係部署(特に旅館業法担当部署(管轄保健所))と連携して、自宅提供者に対する研修の実施。
- ・ ホームページや書面による注意事項の案内を実施

イベントホームステイ活用に向けた作業フロー(例：自治体用)

イベント期間中

④ イベント期間中の問い合わせ窓口

- ・ 苦情受付窓口を設け、関係部署と連携して、トラブル時に対応できる体制を構築。

イベント終了後

⑤ イベント後の対応

- ・ 自宅提供者にアンケート等を実施し、イベントホームステイの実施結果を把握。
- ・ 管轄保健所へイベントホームステイの実施状況の報告。

イベントホームステイ実施に向けた作業フロー(例：自宅提供者用)


① 申込書の提出

- ・自治体の公募案内に従い、自宅が、旅行者の宿泊に適した施設であるかどうか確認。
(特に賃貸物件の場合、又貸しが禁止されていないか。共同住宅の場合、他の入居者へ不利益が及ばないか。)
- ・必要に応じて近隣住民や関係者と事前相談。
- ・イベントホームステイの実施にあたっての大まかな構想を練る。
(自宅の提供方法、宿泊者の本人確認、鍵の引き渡し方法、宿泊者の募集方法など)

自治体から要請の連絡



② 要請後の準備

- ・イベントホームステイの実施に関わる留意事項の確認、理解。
 - ・研修会等が実施される場合、同研修への参加。
 - ・宿泊者募集の詳細な構想を練る。
- (宿泊料金、宿泊者の本人確認、鍵の引き渡し方法、宿泊者情報の記録の保存方法、募集方法、衛生対策等)
- 

イベントホームステイ実施に向けた作業フロー(例：自宅提供者用)

③ 予約受付

- ・自ら、又は仲介事業者を介して、宿泊の予約を受付。その際、以下を確認すること。
(宿泊者全員の氏名、住所、国籍及び旅券番号(日本国外に在住する外国人の場合))

④ イベント期間中

- ・宿泊者のチェックイン・アウトの際、予約受付時に確認した宿泊者情報に照らし、宿泊者全員の本人確認をすること。
- ・自宅提供中にトラブルがあれば、速やかに自治体の相談窓口や警察等に連絡すること。

⑤ イベント期間後

- ・自治体によるアンケート等に協力し、イベントホームステイの実施結果を報告。

管轄保健所(問い合わせ先)一覧

イベントホームステイを実施したい場合は、実施する地域を管轄する保健所にご相談下さい。

【例】

- ・ イベント民泊を実施する予定地域が松島町と東松島市の場合は、塩釜保健所と石巻保健所へ相談。
- ・ イベント民泊を実施する予定地域が仙台市太白区と名取市の場合は、仙台市生活衛生課（電話022-214-8206）と塩釜保健所岩沼支所へ相談。

保健所名	所在地	電話番号 (担当窓口)	所轄する市町村
仙南保健所 (仙台保健福祉事務所)	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3119 (獣疫薬事班)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町
塩釜保健所 (仙台保健福祉事務所)	〒985-0003 塩竈市北浜4-8-15	022-363-5505 (食品薬事班)	塩竈市, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町
塩釜保健所岩沼支所 (仙台保健福祉事務所岩沼 支所)	〒989-2432 岩沼市中央3-1-18	0223-22-6294 (食品薬事班)	名取市, 岩沼市, 亶理町, 山元町

管轄保健所(問い合わせ先)一覧

保健所名	所在地	電話番号 (担当窓口)	所轄する市町村
塩釜保健所黒川支所 (仙台保健福祉事務所黒川支所)	〒981-3304 富谷市ひより台2-42-2	022-358-1111 (食品薬事班)	富谷市, 大和町, 大郷町, 大衡村
大崎保健所 (北部保健福祉事務所)	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-87-8001 (獣疫薬事班)	大崎市, 加美町, 色麻町, 涌谷町, 美里町
栗原保健所 (北部保健福祉事務所 栗原地域事務所)	〒987-2251 栗原市築館藤木5-1 (栗原合同庁舎内)	0228-22-2115 (食品薬事班)	栗原市
登米保健所 (東部保健福祉事務所 登米地域事務所)	〒987-0051 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 (登米合同庁舎内)	0220-22-6120 (食品薬事班)	登米市

管轄保健所(問い合わせ先)一覧

保健所名	所在地	電話番号 (担当窓口)	所轄する市町村
石巻保健所 (東部保健福祉事務所)	〒986-0812 石巻市東中里1-4-32 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1475 (獣疫薬事班)	石巻市, 東松島市, 女川町
気仙沼保健所 (気仙沼保健福祉事務所)	〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127 (環境廃棄物班)	気仙沼市, 南三陸町
食と暮らしの安全推進課	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 (宮城県庁13階)	022-211-2645 (環境水道班)	—

(参考)

**以下、観光庁ガイドラインの
様式を掲載**

※県に提出する書類については、管轄保健所の指示により作成してください。

【別添】 公募書

●●●●年●●月●●日
●●●●市[●●●●課]

[公印]

イベントホームステイ（イベント民泊） 公募書

平素は観光振興に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、以下のとおり、イベントホームステイ（イベント民泊）に関する自宅提供者を公募いたしますので、自宅提供を希望される方につきましては、（HPなど）に掲載されております申込書に必要事項を記載の上、下記「イベントホームステイ（イベント民泊）担当部署」までご提出をお願いいたします。

記

イベントの情報

項目	自治体記載欄（例）
イベントの名称	●●●●祭り
イベントの開催期間	●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日まで
イベントホームステイ（イベント民泊）の実施期間(※)	●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日まで
申込締切日	●●●●年●●月●●日

(※1) イベントの開催期間の前後を含めて、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施期間を定めることができます。

募集要件

項目（例）※	要件（例）
自宅提供者の権原	自宅提供者が、当該自宅について、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施するための権原を有すること（賃貸借契約やマンション管理規約に違反しないこと）
自宅提供者の資格	自宅提供者が反社会的勢力に該当しないこと
対象地域	提供される自宅が〇〇市内にあること
宿泊者の募集方法	仲介業者の利用 仲介業者名：（株）イベントミンパク 仲介業者所在地：●●●●市●●●●町●●●●丁目●●●●番●●●●号 仲介業者電話番号：●●●●-●●●●-●●●●

(※2) 上記のほか、イベントホームステイ（イベント民泊）の開催に当たり、自宅提供者、当該自宅等が最低限備えておくべき条件について適宜ご記載ください。

(※3) 自治体において募集要件の事実関係を直ちに確認することが困難な点については、イベントホームステイ（イベント民泊）が年に数回程度に限り実施されるものであり、宿泊者や近隣住民等の第三者に大きな不利益を生じさせないことに鑑み、原則として、自宅提供希望者からの誓約書を求める等の方法（申請書にあらかじめ誓約してもらえばべき事項を印字記載し、これを誓約したことの証として、本人の署名を求めると考えられます。）により確認することと足りると考えられます。

【別添】 公募書

イベントホームページ（イベント民泊） 当部署（お問い合わせ先）

項目	自治体記載欄（例）
自治体名	●●市
部署名	●●課 (電話番号 ●●-●●●●-●●●●)

(※4) 委託先が公募する際は、自治体の問い合わせ先に加え、委託先の問い合わせ先もご記入ください。

以上

【別添】 申込書

●●●●年●●月●●日

イベントホームステイ（イベント民泊） 申込書

平素は観光振興に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
 さて、●●●●年●●月●●日に公募をした（イベント名）に関するイベント民泊について、自宅の提供を希望される方につきましては、本申込書に必要事項を記載の上、下記「イベントホームステイ（イベント民泊）担当部署」までご提出をお願いします。

記

自宅提供者情報

項目	記載欄（例）
自宅提供者の氏名	旅 太郎
自宅提供者の住所	●●●●市●●●町●●丁目●●番●●号 ▲▲▲号室
電話番号	●●●-●●●●●-●●●●●●
自宅提供者が当該施設について有する権利、及び宿泊者に対する貸貸（または転貸）権原の有無	所有権、区分所有権、賃借権等

申込件情報

項目	記載欄（例）
提供する自宅の所在地（※1）	●●●●市●●●町●●丁目●●番●●号 ▲▲▲号室
提供する自宅のタイプ	戸建住宅、共同賃貸住宅、分譲マンション等
提供する客室及び定員数	〇〇室/△人
宿泊料金（予定）	●●●円
チェックイン/チェックアウト	チェックイン 〇〇時 チェックアウト 〇〇時
自宅の提供方法及び範囲	住戸全体を提供するのか、一住戸内の一部の部屋を提供する のか等
自宅提供時に自宅に在宅する者がいる場合、その人数、その代表者の氏名及び電話番号	△人 在宅代表者名：旅 花子 電話番号：●●●-●●●●●-●●●●●●
当該自宅の所有者	自宅提供者本人等
当該自宅がマンションである場合、マンション管理組合の名称及び電話番号	マンション管理組合：イベントマンション管理組合 電話番号：●●●-●●●●●-●●●●●●

【別添】 申込書

(※1) 建物名・部屋番号がある場合には必ず建物名・部屋番号を記載すること

その他の情報

項目	記載欄 (例)
宿泊者の本人確認及び鍵の引渡し方法	本人確認方法：保険証による確認 鍵の引渡し方法：玄関先にて直接引き渡す
過去のイベントホームステイ（イベント民泊）実施実績	年月日：●●●●年●●●●日から●●●●月●●●●日まで 開催イベント名：●●●●●●祭り 宿泊者数：△人

(※2) 委託先が公募する際は、自治体の問い合わせ先に加え、委託先の問い合わせ先もご記入ください。

イベントホームステイ（イベント民泊）担当部署（お問い合わせ先）

項目	自治体記載欄 (例)
自治体名	●●市
部署名	●●課 (電話番号 ●●-●●●●-●●●●)

(※3) 委託先が公募する際は、自治体の問い合わせ先に加え、委託先の問い合わせ先もご記入ください。

(※4) 上記のほか、イベントホームステイ（イベント民泊）の開催に当たり、自宅提供者の同意事項等について適宜ご記載ください。

以上

【別添】 要請書

●●●●年●●月●●日
●●●●市[●●●●課]

[公印]

イベントホームステイ（イベント民泊）要請書（審査結果の通知）

平素より観光行政に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、イベントホームステイ（イベント民泊）に関する貴殿の申請を採択したため、下記のとおり、
自宅提供を要請いたします。

記

要請物件情報

項目	自治体記載欄（例）
自宅提供者の商号、名称又は氏名	旅 太郎
電話番号	●●●●-●●●●-●●●●
対象物件の所在地（※）	●●●●県●●●●市●●●●町●●●●丁目●●●●番●●●●号 マンション●●●●▲▲▲▲号室

（※）建物名・部屋番号がある場合には必ず建物名・部屋番号を記載すること

イベントの情報

項目	自治体記載欄（例）
イベントの名称	●●●●祭り
イベントの開催期間	●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日まで
イベントホームステイ（イベント民泊）の実施期間	●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日まで

要請書の発行元情報

項目	自治体記載欄（例）
自治体名	●●●●県●●●●市
部署名	●●●●課 (電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●)

以 上